



発行 東京都

目次

規則

○東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則.....(病院経営本部サービス推進部事業支援課).....一

告示

○特定計量器定期検査の実施.....(生活文化局計量検定所検査課).....一

○宅地建物取引業法に基づく行政処分についての公開の聴聞.....(住宅政策本部住宅企画部不動産課).....二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定.....(環境局環境改善部化学物質対策課).....二

○土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の一部解除(三件).....(同).....三

○種痘生産事業者の登録の変更.....(産業労働局農林水産部森林課).....六

○技能検定員審査の実施.....(同).....六

○教習指導員審査の実施.....(同).....七

○開発行為に関する工事完了.....(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課).....八

○大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出.....(産業労働局商工部地域産業振興課).....九

○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出(二件).....(同).....九

○東京都指定排水設備工事事業者の変更届出.....(下水道局).....二

規則

○東京都指定排水設備工事事業者の指定.....(同).....二
東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。
令和元年十月二十五日
東京都知事 小池 百合子

東京都規則第九十四号

東京都立病院条例施行規則の一部を改正する規則
東京都立病院条例施行規則(昭和三十六年東京都規則第五十三号)の一部を次のように改正する。
第二条第一項第一号(三)に次のように加える。
オ ニボルマブ静脈内投与及びドセタキセル静脈内投与の併用療法 一回 一万八千六百六十三円

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

東京都告示第六百十五号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の定期検査を次のとおり実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。
令和元年十月二十五日
東京都計量検定所長 荒 木 誠

一 検査地域

豊島区

二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二百五十キログラムを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。

三 検査期日 令和元年十一月二十五日から令和二年一月二十四日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)

四 検査場所 (一) 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所において、東京都計量検定所及び指定定期検査機関が検査を実施する。

(二) (一)のほか、東京都計量検定所(江東区新砂三丁目三番四十一号)において、午前九時から午後四時三十分まで検査を実施する。

五 指定定期検査機関の名称 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第六百十六号

宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の規定による行政処分について、同法第六十九条第一項及び同条第二項において準用する同法第十六条の十五第五項の規定により、公開の聴聞を次のとおり行う。

令和元年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 日時 令和元年十一月七日 午後二時

二 場所 新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都住宅政策本部住宅企画部聴聞室

三 被聴聞者

(一) 商号 株式会社トラスクリエーション

(二) 代表者氏名 代表取締役 松原 弘和

(三) 主たる事務所の所在地 千代田区神田錦町三丁目十四番地十二

(四) 免許証番号 東京都知事(3)第九〇六二九号

(五) 免許年月日 令和元年六月十九日

●東京都告示第六百十七号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

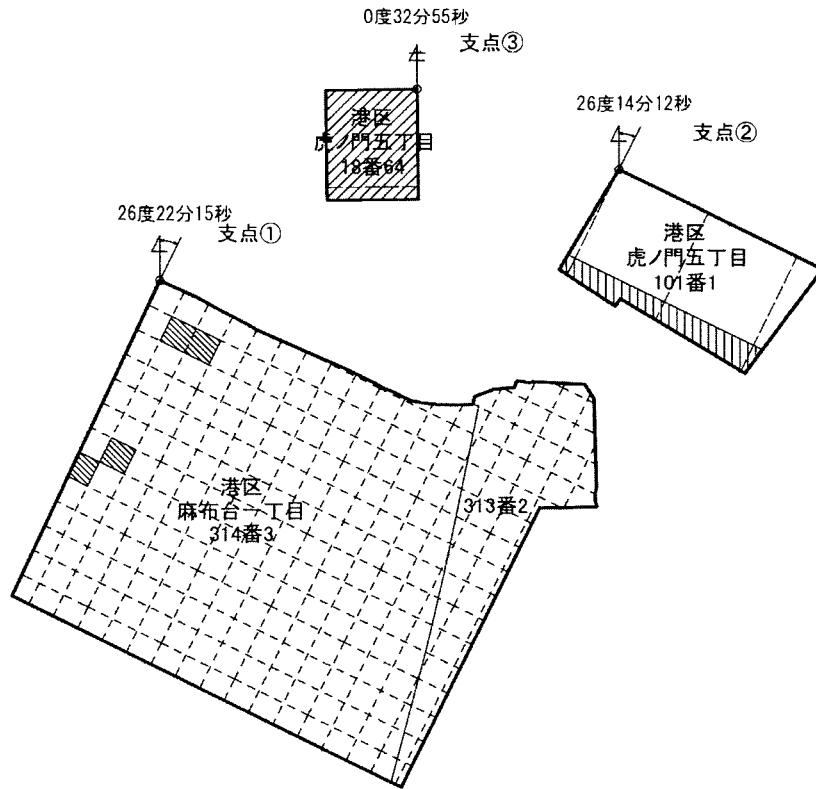
令和元年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(港区虎ノ門五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【格子の回転角度】

①: 26度22分15秒
 ②: 26度14分12秒
 ③: 0度32分55秒

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【支点】

支点は、各敷地境界の最北端とする。

①: 港区麻布台一丁目314番3の最北端とする。
 ②: 港区虎ノ門五丁目101番1の最北端とする。
 ③: 港区虎ノ門五丁目18番64の最北端とする。

【凡例】

----- 単位区画
 - - - - - 筆境界
 ———— 敷地境界

形質変更時要届出区域
 (この告示で指定する区域)

形質変更時要届出区域
 (平成30年東京都告示第1052号により指定した区域)

形質変更時要届出区域
 (令和元年東京都告示第147号により指定した区域)

●東京都告示第六百十八号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成二十八年東京都告示第三十一号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月二十五日

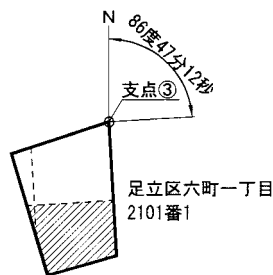
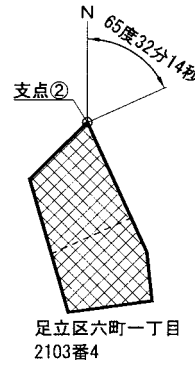
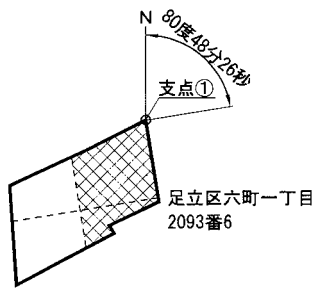
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（足立区六町二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【支点】
 支点①は、足立区六町一丁目2093番6の最北端とする。
 支点②は、足立区六町一丁目2103番4の最北端とする。
 支点③は、足立区六町一丁目2101番1の最北端とする。

【格子の回転角度】
 支点①は、80度48分26秒とする。
 支点②は、65度32分14秒とする。
 支点③は、86度47分12秒とする。

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

【凡例】

- 単区画
- 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成28年東京都告示第1031号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

●東京都告示第六百十九号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第千二百八十七号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月二十五日

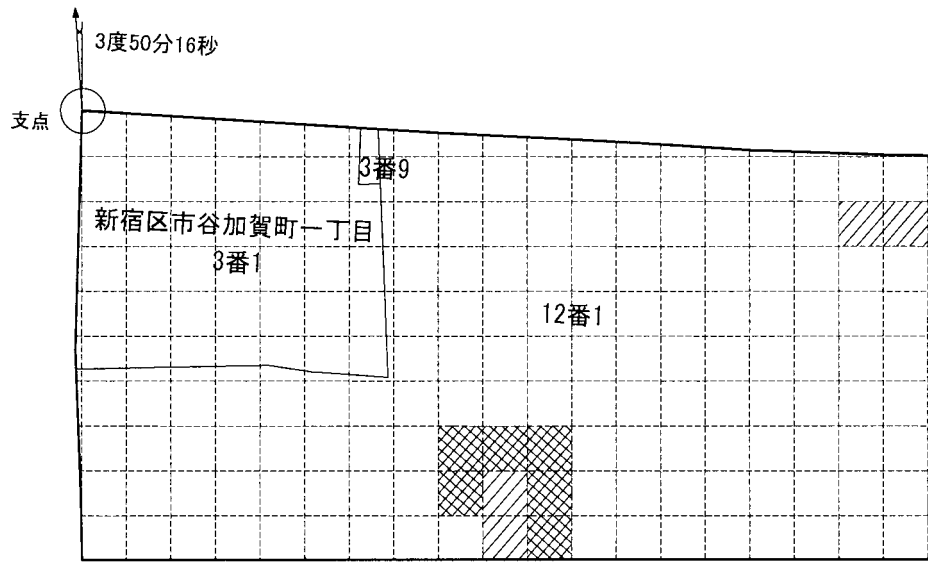
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(新宿区市谷加賀町一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- 敷地境界
- ▨ 形質変更時要届出区域
(平成30年東京都告示第1287号により指定した区域)
- ▩ 指定を解除する区域

【支点】
 支点は、新宿区市谷加賀町一丁目3番1の最北端とする。

【格子の回転角度(3度50分16秒)】
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百二十号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第二項の規定により、平成三十年東京都告示第四十二号により指定した区域の一部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和元年十月二十五日

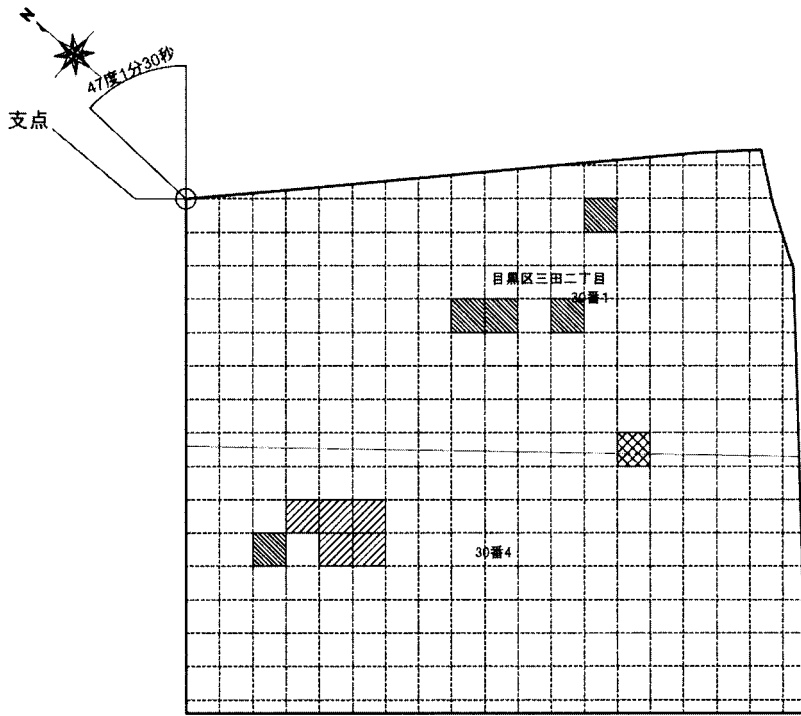
東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり（目黒区三田二丁目地内）

二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 水銀及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- : 10m単位区画
- : 筆境界
- : 敷地境界
- ☒: 指定を解除する区域
- ▨: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第42号により指定した区域)
- ▩: 形質変更時要届出区域 (平成30年東京都告示第280号により指定した区域)

【支点】

支点は、目黒区三田二丁目30番1の敷北端とする。

【格子の回転角度(47度1分30秒)】

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第六百二十一号

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十三条第一項の規定に基づく届出があったので、次のとおり種苗生産事業者の登録を変更した。

令和元年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

登録番号 変更事項 変更前 変更後

第六十二号 生産事業者の 日本製紙株式 日本製紙株式

氏名又は名称 及び住所 会社 代表取締役社 会社 代表取締役社

長 馬城 文 長 野沢 徹
雄 北区王子一丁 目四番一号
北区王子一丁 目四番一号

告 示 (公)

●東京都公安委員会告示第198号

技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和元年10月25日

東京都公安委員会

委員長 北井 久美子

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

<p>2 審査を受けようとする者の資格</p> <p>次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者</p> <p>(1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(大型)</p> <p>(2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(中型)又は道路交通法施行令の一部を改正する政令(平成17年政令第183号)附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証(大型)</p> <p>(3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査 大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証(普通)</p> <p>3 審査項目及び審査細目</p> <p>(1) 技能検定に関する技能</p> <p>ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能</p> <p>イ 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能</p> <p>(2) 技能検定に関する知識</p> <p>ア 道路運送法(昭和26年法律第183号)第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号)第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識</p> <p>イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識</p>		<p>4 審査細目の免除</p> <p>規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者</p> <p>5 審査の日時及び場所</p> <p>(1) 日時 令和元年11月27日(水曜日) 時間については申請書提出時に指定する。</p> <p>(2) 場所 警視庁府中運転免許試験場(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>6 申請手続</p> <p>(1) 申請書類</p> <p>ア 申請書(規則別記様式第1号の審査申請書とする。)</p> <p>イ 写真(申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの)</p> <p>ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面</p> <p>(2) 受付日時 令和元年11月7日(木曜日)及び同月8日(金曜日)の午前9時30分から午後4時まで</p> <p>(3) 受付場所 警視庁運転免許本部運転者教育課(府中市多磨町三丁目1番地の1)</p> <p>(4) 申請に関する注意事項</p> <p>ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年10月28日(月曜日)から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法</p>
<p>律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。</p> <p>イ 写真は、申請書に貼り付けること。</p> <p>ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。</p> <p>エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。</p> <p>7 審査手数料 21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例(平成12年東京都条例第99号)別表第2の1の項備考2に規定する額を減額する。</p> <p>8 携行品</p> <p>(1) 運転免許証</p> <p>(2) 筆記用具(黒色又は青色のボールペン)</p> <p>9 合格証明書の交付 合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。</p> <p>10 問合せ先 警視庁運転免許本部運転者教育課 電話 03(3581)4321 内線7250-5264</p>	<p>●東京都公安委員会告示第199号</p> <p>技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。)第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。</p> <p>令和元年10月25日</p> <p>東京都公安委員会 委員長 北井久美子</p>	

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

- (1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

- (2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項

に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

- 5 審査の日時及び場所

- (1) 日時

令和元年11月27日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

- 6 申請手続

- (1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6か月以内に撮影した無帽、正面上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時

令和元年11月7日（木曜日）及び同月8日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（府中市多磨町三

丁目1番地の1）

- (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和元年10月28日（月曜日）から配布する。

ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

- 7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考3に規定する額を減額する。

- 8 携行品

- (1) 運転免許証

- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

- 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

- 10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線750-5264

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、

完了した。

令和元年十月二十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市神明四丁目五十九番九、同番九地先及び六十番

東大和市上北台三丁目四百十一番地一

国分寺市光町一丁目十番三から同番五まで、同番十四及び同番十五

株式会社ティエラ
代表取締役 東宮 博士

青梅市友田町五丁目四百七十七番一、四百七十八番一、四百七十九番一、同番三、同番四及び四百八十一番二

杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 阿部 憲一

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年十月二十五日から四月以内に東京都産業

労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和元年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

一 店舗名
二 店舗所在地
三 設置者名
四 設置者住所
五 小売業を行う者の
氏名又は名称
六 新設をする日
七 店舗面積の合計
八 駐車場の位置及び
収容台数
九 駐輪場の位置及び
収容台数
十 荷さばき施設の位
置及び面積
十一 廃棄物等の保管
施設の位置及び
容量
十二 小売業を行う者
の開店時刻
十三 小売業を行う者
の閉店時刻
十四 来客が駐車場を
利用することが
できる時間帯
十五 駐車場の自動車
の出入口の数及
び位置

(仮称)ライフ東日暮里計画
荒川区東日暮里四丁目三十六番二
十号

株式会社大丸松坂屋百貨店
江東区木場二丁目十八番十一号

株式会社ライフコーポレーション

令和三年三月一日

二千四百三十平方メートル
店舗内 八十二台

店舗北西側ほか 百六十七台

店舗内 三十九平方メートル
店舗内 十二・七九立方メートル

午前九時

午前九時

翌午前一時

午前八時四十五分から翌午前一時
十五分まで

一か所 店舗西側

十六 荷さばき施設に
おいて荷さばき
を行うことがで
きる時間帯

十七 届出日
十八 縦覧場所
十九 縦覧期間
二十 縦覧時間

令和元年九月二十六日

東京都産業労働局商工部地域産業
振興課(新宿区西新宿二丁目八番
一号)

令和元年十月二十五日から令和二
年二月二十五日まで。ただし、東
京都の休日に関する条例(平成元
年東京都条例第十号)に定める休
日を除く。

午前九時三十分から午後四時三十
分まで。ただし、正午から午後一
時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年十月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和元年十月二十五日

東京都知事 小池 百合子

開発区域又は工区に
含まれる地域の名称
許可を受けた者の
住所及び氏名

武蔵村山市神明四丁目五十九番九、同番九地先及び六十番

東大和市上北台三丁目四百十一番地一

国分寺市光町一丁目十番三から同番五まで、同番十四及び同番十五

株式会社ティエラ
代表取締役 東宮 博士

青梅市友田町五丁目四百七十七番一、四百七十八番一、四百七十九番一、同番三、同番四及び四百八十一番二

杉並区阿佐谷南三丁目三十五番二十一号
株式会社細田工務店
代表取締役 阿部 憲一

大規模小売店舗立地法に基づく新設の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設について届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあっては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあっては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年十月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一
号)に到着するよう提出してください。

令和元年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 店舗名 ヒューリック銀座数寄屋橋ビル
- 二 店舗所在地 中央区銀座四丁目二番十一号
- 三 設置者名 ヒューリック株式会社
- 四 設置者住所 中央区日本橋大伝馬町七番三号
- 五 変更前の設置者住所 中央区日本橋二丁目五番十三号
- 六 変更後の設置者住所 中央区日本橋大伝馬町七番三号
- 七 変更前の設置者の代表者名 西浦 三郎
- 八 変更後の設置者の代表者名 吉留 学
- 九 変更を行った小売業者の氏名又は名称 ギャップジャパン株式会社
- 十 変更前の小売業者の代表者名 ジョン・アーマテイングー
- 十一 変更後の小売業者の代表者名 スティーブン・セア
- 十二 変更日 平成二十八年十一月二日ほか
- 十三 届出日 令和元年九月二十日
- 十四 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)
- 十五 縦覧期間 令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
- 十六 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

時までを除く。

- 一 店舗名 有楽町電気ビル
- 二 店舗所在地 千代田区有楽町一丁目七番一号
- 三 設置者名 三菱地所株式会社ほか六名
- 四 設置者住所 千代田区大手町一丁目一番一号ほか
- 五 変更を行った設置者名 日本オープンエンド不動産投資法人ほか
- 六 変更前の設置者住所 千代田区丸の内二丁目五番一号(日本オープンエンド不動産投資法人)
- 七 変更後の設置者住所 千代田区丸の内二丁目六番五号(日本オープンエンド不動産投資法人)
- 八 変更前の設置者の代表者名 福田 督(一般社団法人日本電気協会)ほか
- 九 変更後の設置者の代表者名 高橋 宏明(一般社団法人日本電気協会)ほか
- 十 変更前の小売業者の氏名又は名称 ジョルジオアルマーニジャパン株式会社ほか九名
- 十一 変更後の小売業者の氏名又は名称 株式会社ローソンほか八名
- 十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称 株式会社JALUX
- 十三 変更前の小売業者の代表者名 込山 雅弘
- 十四 変更後の小売業者の代表者名 篠原 昌司
- 十五 変更日 令和元年七月二十一日ほか
- 十六 届出日 令和元年九月二十七日

縦覧場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

縦覧期間

令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

縦覧時間

午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があつたので、同条第三項において

準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和元年十月二十五日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和元年十月二十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名 コープ柴崎店

二 店舗所在地 調布市柴崎二丁目二番一号

<p>三 設置者名 株式会社ジャパンエステート</p>	<p>令和元年十月二十五日</p>	<p>東京都指定排水設備工事事業者の指定について</p>
<p>四 設置者住所 大田区南千束二丁目二十七番八号</p>	<p>東京都下水道局長 和賀井 克 夫</p>	<p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。</p>
<p>五 変更前の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 百二十六台</p>	<p>一 事業所の所在地を変更した事業者</p>	<p>東京都下水道条例(昭和三十四年東京都条例第八十九号)第七条の規定により、東京都指定排水設備工事事業者を次のように指定したので、東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第七条の規定により公告する。</p>
<p>六 変更後の駐車場の位置及び収容台数 店舗内 八十一台</p>	<p>受理年 令和元年十月八日 指定番号 〇三三二 名称 齊藤設備工業</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>七 変更前の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前八時四十五分から午後十一時十五分まで</p>	<p>受理年 令和元年七月三日 指定番号 五五一三 名称 株式会社西村設備</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>八 変更後の来客が駐車場を利用することができるとの時間帯 午前八時四十五分から午後十一時まで</p>	<p>受理年 令和元年十月二日 指定番号 五〇九八 名称 北立建設工業株式会社</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>九 変更日 令和二年六月五日</p>	<p>受理年 令和元年十月四日 指定番号 〇三三二 名称 齊藤設備工業</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>十 届出日 令和元年十月四日</p>	<p>受理年 令和元年十月二日 指定番号 五〇九八 名称 北立建設工業株式会社</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>十一 縦覧場所 東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)</p>	<p>受理年 令和元年十月二日 指定番号 五〇九八 名称 北立建設工業株式会社</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>十二 縦覧期間 令和元年十月二十五日から令和二年二月二十五日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。</p>	<p>受理年 令和元年十月二日 指定番号 五〇九八 名称 北立建設工業株式会社</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>十三 縦覧時間 午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。</p>	<p>受理年 令和元年十月二日 指定番号 五〇九八 名称 北立建設工業株式会社</p>	<p>一 指定した事業者</p>
<p>東京都指定排水設備工事事業者の変更届出について</p>	<p>二 代表者を変更した事業者</p>	<p>二 指定年月日 令和元年八月七日</p>
<p>東京都指定排水設備工事事業者規程(平成十三年東京都下水道局管理規程第四号)第六条の規定に基づき、東京都指定排水設備工事事業者から次のように変更の届出があったので、同規程第七条の規定により公告する。</p>	<p>受理年 令和元年十月六日 指定番号 三三七六 名称 株式会社菱華テック東京支店</p>	<p>二 指定年月日 令和元年八月七日</p>

発行

東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三二)一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 三〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

